

令和3年度 福井県雇用維持緊急助成金

～従業員の雇用を守る事業主を福井県が応援します～

対象

国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」を、9/10の助成率で受給した中小企業事業所^{*}

※福井県内の事業所で従業員を解雇せず、休業等を実施した場合に限ります。

対象となる休業等

令和3年5月1日から6月30日までに
実施した休業^{*}

※従業員の解雇等を行わない場合に限ります。

※判定基礎期間の初日が令和3年5月1日から6月30日までの休業が対象となります。

上限額・助成率

国の支給決定額の1 / 10

(1事業所当たり100万円を上限)

国	福井県
休業手当等の総額×9/10	国の支給決定額×1/10

※ 大企業および一部解雇等を行った中小企業の方は対象外です。

※ 国の助成率が10/10の場合（国からの追加支給分を含む）県の助成はありません。

申請期限

令和4年1月31日（月）

申請手続

「支給申請書兼請求書」と添付資料を下記へ郵送してください

〒910-8580

福井県 産業労働部 労働政策課（住所の記載は不要）

詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/r3koyoujii-kinkyuuzyoseikin.html>

お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話0776-20-0390 FAX0776-20-0648

